

宮城県公報

発行
宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請	(循環型社会推進課)	一
○産業廃棄物処理施設の変更の許可申請	(同)	一
○指定管理者の指定	(観光政策課)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○県営土地改良事業変更計画の縦覧	(農村振興課)	二
○県営土地改良事業換地計画の縦覧	(農村整備課)	三
○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立	(水産業振興課)	三
○道路の区域変更(二件)	(道路課)	三
○道路の供用開始(二件)	(同)	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
○宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等		四

公安委員会

告 示

○宮城県告示第八百八十七号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

提出することができる。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東部環境

2 所在地 宮城県東松島市大曲字南浜一番地四

3 代表者の氏名 工藤 豊和

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大曲字南浜一番四、一番六、一番十、一番十一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設(一施設)(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第七号)

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

令和三年十一月十六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

2 縦覧期間 令和三年十二月二十二日から令和四年一月二十一日まで(午前八時三十分から午後五時十五分まで)

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和四年二月四日

2 提出場所 東部保健福祉事務所(石巻保健所)

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)並びに対象施設の名称(日本語により記載すること。)

○宮城県告示第八百八十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。)第十五条の二の六第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱(平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。)第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供

する。
なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社東部環境

2 所在地 宮城県東松島市大曲字南浜一番地四

3 代表者の氏名 工藤 豊和

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県東松島市大曲字南浜一番四、一番六、一番十、一番十一

三 産業廃棄物処理施設の種類

廃プラスチック類の破碎施設（三施設）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第七号）

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類

五 申請年月日

令和三年十一月十六日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 令和三年十二月二十二日から令和四年一月二十一日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 令和四年二月四日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第八百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、次のとおり指定管理者を指定した。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 公の施設の名称

宮城県御崎野営場

二 指定した団体の名称及び所在地

一般社団法人気仙沼観光コンベンション協会

気仙沼市魚市場前七番十三号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百九十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

二 認可年月日

令和三年十二月二十一日

○宮城県告示第八百九十一号

県管田尻西部地区土地改良事業（区画整理事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十二月二十一日から令和四年一月二十五日まで

三 縦覧場所

大崎市役所及び大崎市田尻総合支所

○宮城県告示第八百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業吉田西部地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることが出来る。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年十二月二十二日から令和四年一月二十六日まで

三 縦覧場所

亘理町役場

○宮城県告示第八百九十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、女川町加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第八百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間					変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
C	後B	A	前	A	八・三〇	一、五二四・六	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
			B	九・一〇	一、七九二・六			
C	後B	A	前	A	八・三〇	一、五二四・六	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
			B	九・一〇	一、七九二・六			
C	後B	A	後B	A	八・〇〇	二九〇・九		

○宮城県告示第八百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 奥松島松島公園線
- 三 道路の区域

変更の区間					変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
C	前B	A	前	A	一五・二〇	一、二二〇・四	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
			B	八・五〇	五六九・五			
C	前B	A	前B	A	九・六〇	一〇二・八		

東松島市宮戸字松ヶ島無番地先から

同市野蒜字洲崎七一番地先まで

	後 B	A
C	一五・二九・五	一、二二〇・四

○宮城県告示第八百九十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	石巻市北上町十三浜字猪の沢三八番一地从先から同市北上町十三浜字浪田九九番五地先まで	令和三年十二月二十三日午後三時三十分

○宮城県告示第八百九十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年十二月二十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	奥松島松島公園線	東松島市宮戸字松ヶ島無番地先から同市野蒜字洲崎七一番地先まで	令和三年十二月二十三日

○宮城県告示第八百九十八号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の

縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙塩広域都市計画下水道

2 名称

仙台市公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第165号

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）の規定により、宮城県公安委員会等に係る手續等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手續等を次のとおり定め、令和4年1月4日から施行する。

なお、これに伴い、宮城県公安委員会等に係る手續等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手續等（令和3年宮城県公安委員会告示第107号）は廃止する。

令和3年12月21日

宮城県公安委員長 森山 博

1 規則第4条第1項第2号に規定する別に定める申請等は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等とする。

2 規則第4条第3項ただし書に規定する措置は、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この2において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）の用に供される電気通信設備のうち当該申請等の用に供する部分（以下この2において「申請部分」という。）をインターネットにおいて識別することができる文字、番号、記号その他の符号であって、申請等を行う者の電子メールアドレス（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第3号に規定する電子メールアドレスをいう。）ごと

と

に異なるものとなるように、有効期間を定めて割り当てられるもの（以下この2において「ワンタイムURL」という。）を受信し、当該ワンタイムURLを用いて申請部分に接続する措置とする。

3 規則第6条の場合において、規則第4条の規定により申請等を行う者は、書面等（規則第6条に規定する部分に限る。）を提出しようとするときは、公安委員会等が指定する文字、番号又は記号その他の符号を明らかにしなければならない。

4 規則第7条第1項第2号に規定する別に定める処分通知等は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項（同項ただし書の規定による申請に限る。）の規定に基づき処分通知等とする。

5 規則第11条第1項の公安委員会等が定めるものは、別表の左欄に掲げる法令等に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる規定に基づき申請等を行う場合において、規則第4条第2項の規定により氏名又は名称を入力し、又は送信することとする。

別表

法 令 等	規 定
道路交通法 (昭和35年法律第105号)	第74条の3第5項 第78条第1項、第4項及び第5項
道路交通法施行規則 (昭和35年総理府令第60号)	第5条第1項 第8条第1項
宮城県道路交通規則 (平成13年宮城県公安委員会規則第1号)	第7条第3項 第16条
警備業法 (昭和47年法律第117号)	第10条第1項 第16条第2項及び第3項 第17条第2項
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則 (平成3年国家公安委員会規則第4号)	第17条第1項
重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律 (平成28年法律第9号)	第10条第3項